

## IV 暗号資産

# 7 暗号資産交換業者の業務対象外の通貨建資産（テザー）を送信した利用者の返還請求（消極）

片岡義広

片岡総合法律事務所 所長弁護士

東京地判令2・7・31 平30（ワ）26713号 寄託物返還等請求事件 金判1605号40頁

### ●——事案の概要

Yは、暗号資産交換業者であり、Xは、Yのサービスに平成30年2月12日までに利用登録をして取引口座を設け、暗号資産等の取引を行っていた者である。

本事案でXからYに対して送信されたテザーとは、Tether Limited社（以下「テザー社」）が「管理」する1USDT（テザーの単位）が1米国ドルの価値を有するとされる「もの」であり、ビットコインのブロックチェーン技術を利用して構築され、アドレス及び暗号技術としての秘密鍵はビットコインと共通し、移転等の取引（トランザクション）情報はビットコインに付随して送信されるものである。

Xは、Yのビットコイン受領用アドレスに対し、前同日、0.0000054BTC（ビットコインの単位）の暗号資産ビットコインを含む情報を送信したが、その取引情報には、原告保有の26,435.34277USDTのテザーの送信情報も付加されていた。

Yは、テザーを取扱業務対象としておらず、ビットコインの送信にテザー情報が付加され

ていた場合でも、テザーの送信として受領するシステムを具備していない。

以上の事実関係の下で、Xは、Yに対し、次の請求をした。

（1）下記に基づく返還請求権としての上記テザーの送信手続請求

- ① 準寄託契約に基づく（主位的請求）
- ② 事務管理に基づく（予備的請求1）
- ③ 不当利得に基づく（予備的請求2）

（2）不法行為に基づく287万1935円の損害賠償請求（予備的請求3）

### ●——判旨

いずれも請求棄却

#### 1 主位的請求（準寄託契約）

（1）テザーは、暗号資産とは種類を異にする資産であり、被告が業務対象と明示していない以上、XとYとの間に本件テザーに係る準寄託契約が成立したとは認められない。

（2）免責条項について消費者契約法10条により無効であるとのXの主張は、準寄託契約の成否を左右するものではないから当を得たものではない。

## 2 予備的請求1（事務管理）

Yは、テザー情報を受信してもテザーの送金として受信するシステムを有しておらず、システム改修を行わない限り入出金することができないことから、Yの支配は、本件テザーに及んでこれを保管しているとは認められない。

## 3 予備的請求2（不当利得）

Yがシステム改修をしなければテザーの入出金ができないこと、テザーを取り出すことができるようにシステムを改修することはセキュリティ上容易でないことから、Yがテザーの価値を把握しているとはいえず、Yに利得があるとはいえない。

## 4 予備的請求3（不法行為）

暗号資産交換業者は、本件送信当時、当時の資金決済に関する法律（以下「資金決済法」）に基づく利用者の保護を図るための義務を負っていたことが認められるものの、契約対象外の暗号資産や通貨建資産を受領しないシステムを構築する義務まで課されていたと認めることはできないから、不法行為に基づく損害賠償請求には理由がない。

# ●——研究

判旨に、結論及び論旨ともに賛成

ただし、判旨の細部の問題点については、本文中で解説する。

### 1 テザーについて

#### (1) はじめに一問題の所在

まず、テザーは、現在最も発行残高の多い世界初といわれるステーブル・コイン（Stable Coin：価格を安定させた電子的財産的価値：トークン）である。

本判決は、テザーを「テザー社が『発行』する『通貨建資産』」としているが、この点についてはなお議論の余地があり、後述する。

#### (2) ステーブル・コインについて

ア ステーブル・コインの論稿 ステーブル・コインにも様々な設計があり、その構成は異なる。この点については、後藤出・北岡久美子「米国の信託会社が発行するステーブルコインについて」信託フォーラム16号138頁（2021年10月）が論じ、佐野史明「詳解デジタル金融法務」405頁以下（金融財政事情研究会、2021年3月）が規制法上の位置付けについて論じる。

イ ステーブル・コインのタイプ テザーは、上記後藤・北岡論稿の分類によれば、アルゴリズム型ではなく、法定通貨の資産連動型のステーブル・コインである。また、資産連動の方法については、発行者による償還約束型のステーブル・コインという分類もあるが、契約による償還請求権があるといえるかどうか同論稿にも言及はなく、この点については、なお議論の必要があり、後述する。

ウ ステーブル・コインの立法 なお、ステーブル・コインについては、現在（2022年3月）、その規制についての法案（安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案）が国会に提出されている。ステーブル・コインは、改正資金決済法案では2条5項の「電子決済手段」として、また、改正金融商品取引法案では2条24項3号の2の「暗号等資産」として、その定義が新設される。その詳細は内閣府令に委ねられている部分があり、現在のところその詳細は明らかではない。

ステーブル・コインについての規制の行方と法的性質については、この立法過程をめぐる議論の中で深まってゆくものと思われる。

### （3）テザーの構造と法的性質

ア テザーの「生成」と「発行」テザー（USDT）は、ブロックチェーン（以下「BLC」）上に記録される電子トークンであり、一般にいう広義の暗号資産である。ただ、そのブロックチェーンは、暗号資産であるビットコインが中央管理者のいないパブリック型のBLCであるのに対し、テザーは、ビットコインのBLCに紐付けられてはいるが、テザーの情報領域についてはテザー社が中央管理するプライベート型のものである。

そこで、①ビットコインのmining（発掘）による発生（生成）のように、テザー社が数量単位の電子情報としてのテザー情報（「テザー自体」という）の書き込みを行った時点で有価証券理論の創造説のようにテザー自体が「生成」されるとされ、次いで、②テザー社が取引所に電子情報としてのテザー自体を移転して米国ドルとペッグしたUSDテザーを流通に置いたことをもって、有価証券理論の交付契約説（判例・通説）等のようにテザーの「発行」とされる。

イ テザーの価値（ペッグ制）テザーは、米国ドルその他の法貨とペッグしたものとされる。ペッグとは、ある通貨を例えば米国ドルとの交換レートを一定に保つ制度であるが、人為的な操作で一定に保つようにするものであり、必ず固定で一定というわけではない。また、債券が発行体の信用や金融情勢によって価値が変動するのと同じく、テザーもテザー社に対する信認等の状況によって価値が変動する。この2つの要因によって

1USDTが1米国ドルと同一の価値であるとは限らないから、判決が「同等の価値を有する」とした表現は、厳密には正確ではない。

ウ テザーの構造と私法上の性質 USDテザーは、①数量的単位を表示する電子情報のテザー自体のみならず、②テザー社が米国ドルとのペッグ制をホワイトペーパー（目論見書に相当する。）に記すという債権的にみえる関係（「ペッグ宣言」という）が付随しており、この後者の点に「法定通貨連動型」ステーブル・コインとしての本質がある。

社債という「債券」であれば、募集要項や目論見書があって、引受けの申込と承諾という契約関係があり、また、債券となった有価証券については、法律に規定された債権関係がある。

他方、USDテザーのドルペッグは、申込と承諾のない一方的な宣言にとどまるものと見受けられ、明確に債権が成立するものかどうかについても議論の余地がある。現に、テザーのエンドユーザー（使用者）である保有者は、一定量（10万ドル）未満のドルとの交換はテザー社に求めることができないとされており、取引所等の保有者が交換する場合も、事実上テザー社がこれに応じているにすぎないと考える余地がある。もっとも、宣言した以上は債権関係を認めるべきものとも考えられるが、我が実定法上は契約上の債権でも法定債権でもなく、信義則から導かれる債権ということになるだろうか。この点は、私法上の根本問題ではないかと考える。

なお、この構造から、テザー社が倒産した場合に、ユーザーの取引所に対する保管契約に基づくテザーの返還請求権は、取引所の責めに帰すべからざる事由による保管対象の滅

失と同様の法律関係になるものと考えられる。

#### (4) 通貨建資産性と暗号資産性

テザーが「通貨建資産」であるとすれば、資金決済法上「通貨建資産」は暗号資産の定義除外となっているから、テザーは同法上の暗号資産ではないことになり、資金決済法の監督官庁である金融庁も、この見解を採っているようである。法貨とペッグしてその債権的關係によって法貨が支払われることからすると、同法上の法貨「をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの」のうちの「準ずるもの」に該当して「通貨建て資産」であり、暗号資産ではないことになると考えられる。

ただ、私見では、上記のテザーの構造は、かつて金と兌換が宣言されていた金本位制下の金と米国ドルと同様の構造であって、基本的な「暗号資産」としてのテザー自体と、テザー社のドル交換宣言という債権的な暗号資産ではない「通貨建資産」とが結合したもので、その両者を含むものではないかと考える。

このようなテザーの構造の認識は、私見のように考えるかどかはともかくとしても、本件事案の解決上必須ではないが、訴訟法的には、重要な間接事実又は補助事実であり、本判決も詳しく論じたものと考えられる。

## 2 返還請求の「請求の趣旨」

本件訴訟の主位的請求と予備的請求の1及び2の3個の訴訟物は、一定数量単位のテザーの「送信手続せよ」というテザーの返還請求を共通の請求の趣旨とする。

金銭の支払（返還）請求権であれば、「金銭を支払え」との請求の趣旨となり、民事執行手続は金銭執行となる。テザーは金銭等の

有体物ではないから引渡請求ではなく、送信手続という作為請求となる。その執行方法については、授權決定（民事執行法171条1項）をしてテザーを調達してXの当該アカウントに送信し、その費用請求をする（同条4項）ことが可能であると考えるので、そうするときには代替作為債務ということになる。

なお、金銭も指定の銀行預金口座に振り込んで支払うという債務の場合は、やはり上記と同様の代替作為債務ということになると考えられるが、銀行預金口座の特定が必要になり、銀行と支店名、預金の種類、名義人、口座番号とによって特定することになる。掲載誌は、請求の趣旨の一部の記載を省略したが、テザーの場合に、どのような記載で特定されたのか関心があるところだけにその記載も参照したかったところである。

なお、暗号資産の請求の趣旨の在り方については、拙稿「暗号資産取引のパスワード盗用事例における損害の負担（東京地判令2・3・2）」法学セミナー増刊速報判例解説（2021）29号55頁で論じ、柳原悠輝「暗号資産の給付の訴えにおける請求の趣旨の特定方法」金判1636号（2022、東京高判令2・12・10、上記の控訴審の判例評論）106頁が更にこの点を詳しく論じる。

## 3 主位的請求（準寄託契約）

### (1) 準寄託契約について

ア 争点 YとユーザーであるXとは、約款（利用規約）の約定により、XはYのために暗号資産及び金銭等を保管（管理）する契約が締結されていた。その契約の範囲として、テザーの保管についても契約が成立しているかどうかは本件の争点となった。

イ 暗号資産の保管契約の性質 テザーの

保管について、本判決は「準寄託契約」であることを前提にし、この点私見（拙稿「仮想通貨の私法的性質の論点」LIBRA504号12頁、2017年4月、[https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2017\\_04/p02-25.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2017_04/p02-25.pdf)）と同様の考え方に立脚したものと考えられる。

暗号資産の保管について、暗号資産は有体物ではないから寄託ではないとした上記令和2年の東京地判等がある。その命題は正しいが、それのみでは暗号資産の保管の私法上の法的性質は何であるのかを論じてはいない。そこで、私見は、有体物でない無体物ではあっても、その「保管」の約定をしたことは寄託と同様であるから、その性質に反しない限度で寄託の規定を準用するべく「準寄託契約」と呼ぶこととしたものである。ただ、暗号資産は、有体物とは異なり、「寄託契約に基づく目的物返還請求権としての引渡請求」をすることはできない。そこで、「準寄託契約に基づく目的（保管対象）返還請求権としての送信手続請求権」として、形を代えて成り立つものとするのである。

ウ 争点と判旨について 本件での問題は、この暗号資産その他の保管契約がテザーにも及ぶかどうかである。本判決は、①テザーがビットコインとは種類を異にする資産であること、②Yが業務対象と明示していないこと、③Yのシステムがテザーに対応しておらず、テザーの送信もビットコインの送信として処理されることから、本件テザーについての準寄託契約の成立を否定し、主位的請求を棄却した。

例えていえば、貴金属の寄託契約の受寄者に、石炭等別の鉱物を勝手に投げ込んだというのに等しいから、そのものの保管契約の成

立を否定したことはもとより正当である。

### （3）消費者契約法10条の主張について

Yの利用契約には、Yの事前の承諾なくサービス対象外の通貨等を「登録ユーザーアカウントへ送付または預入を行った場合の一切の責任は登録ユーザーが負うものとします。」等の免責約款があり、Xは、ユーザーの返還請求権を一方的に放棄させるものであるとして、消費者契約法10条の規定による無効を主張した。

これに対し判決は、「準寄託契約の成否を左右するものではないから当を得たものではない」との理由でその主張を退けた。

ただ、準寄託契約は、本件テザーを対象としては成立していないというのが本判決の認定であるから、消費者契約法10条の「消費者の権利」が無く、同条適用の要件を欠いて棄却されるというのが正確な論理であろう。

## 4 予備的請求1（事務管理）

予備的請求1の事務管理に基づく返還請求について、本判決は、Yがテザー情報を受信してもこれを送金として受領するシステムを有しておらず、システム改修を行わない限り本件テザーを入出金することができないことから、Yの本件テザーに対する支配がなく、これを保管していると認められないとして請求を棄却した。

事務管理の要件は、事務の「管理」であって寄託のように単純な「保管」ではない。しかし、「管理」も「保管」の趣旨を含むから、現実にはYに本件テザーの支配がなく「保管」という「管理」をしている事実が認められない以上は、この判旨も正当である。

## 5 予備的請求2（不当利得）

予備的請求2の不当利得に基づく返還請求

について、本判決は、本件テザー情報がYのウォレット（取引口座）内に存在することになったことは認めたと、①本件テザーはシステム改修を行わない限り入出金できないこと、②そのシステム改修はセキュリティ上容易でないこと、③Yがその価値を把握しているとはいえず利得があるとはいえないことから、請求を棄却した。

本件テザーについて例えていえば、庭の井戸に勝手にものを投げ込まれたようなものであって、Yの領域内には存在しても、Yの手が届かず具体的な支配が無い以上は、不当利得の要件である利得があったとはいえないから、判旨は正当である。

## 6 予備的請求3（不法行為）

予備的請求3は、Yは、サービスの「対象外通貨について送金等の取扱いができないようなシステムを構築する義務」（本件システム構築義務）があるのにこれを怠ったことについて、不法行為に基づく本件テザー相当の金員の損害賠償請求をしたものである。

本判決は、Yの利用者保護を図るための義務として、資金決済法の①分別管理義務、②通貨との誤認防止説明義務、③契約内容の情報提供義務はあるが、X主張の本件システム構築義務はないとして請求を棄却した。

公法である資金決済法の業法上の義務違反が直ちに不法行為上の注意義務違反としての過失になるものとは限らないし、他方で、業規制法に義務がないからといって不法行為法上過失がないものとも限らない。

しかし、不法行為法上の義務としてこのようなシステム構築義務があるとはいえないから、本判決の結論は、もとより正当である。

## 7 法律概念・用語法について

暗号資産及びテザーは、法律上、法貨である通貨及び金銭ということではできない。本判決もその前提に立っていると解されるが、判決書中に、テザーが通貨すなわち金銭であることを前提とする用語が出てくるので、正誤表の形でこれを指摘しておく。

誤：「業務対象外通貨」→正：「業務対象外資産」

誤：「送金」→正：「送信」

誤：「入出金」→正：「受送信」

脱稿後、次の情報に接した。

世界第3位の残高を有していた米国ドルにベッグするステーブルコインで、大韓民国のTerraform Labs社開発のテラUSD（Terra:UST）が、2022年5月14日、1USTが0.17ドルとなる大暴落をした。

USTは、法定資産担保型のテザーとは異なり、無担保型アルゴリズム型のものである。ただ、これに釣られてテザー（USDT）も一時1USDTが0.9455米国ドルとなった。

ステーブル（安定的）コインとはいっても、このように必ず法定通貨と同価値となるものではない典型的な事例となった。